

令和8年5月定例教育委員会 会議録

5月定例教育委員会を令和8年5月26日（火）午前10時 市役所201会議室に招集する。

◆出席者

教育長 勝村偉公朗

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 木澤和子 委員 野副紫をん
委員 吉野孝博 委員 佐曾利吏佐 委員 笠井尚

事務局 加藤教育部長

【学校教育課】 西村課長 梅田主幹 前田統括主査
森指導主事 田中指導主事

【文化推進課】 阪下課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 渡邊課長

【子ども未来課】 山本課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第8号議案 犬山市教育委員会公印規則の一部改正等について
 - 第9号議案 犬山市立幼稚園条例施行規則の廃止について
 - 第10号議案 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について
 - 第11号議案 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 第12号議案 犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について
 - 第13号議案 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について
 - 第14号議案 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について
 - 第15号議案 犬山城市管理委員会委員の委嘱について
 - 第16号議案 犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 6月・7月行事予定表について
 - (3) 令和8年度学校四役等一覧表について
 - (4) 令和8年度犬山市青少年健全育成講演会について
 - (5) 議会の議決を経るべき事件
 - (6) いじめ防止に向けて

- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

教育長:	<p>開 会</p> <p>ただ今より5月定例教育委員会を開催します。</p>
教育長:	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆さんおはようございます。本日は5月の定例教育委員会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>5月14日より今井小学校を皮切りに学校訪問が始まりました。先週は東小学校を訪問し、今週は犬山西小学校を訪問する予定です。犬山の目指している教育がどのように具現化されているのか、子どもたちや先生方の姿から見取っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。また、各小中学校においては修学旅行や自然教室などの宿泊行事が続いています。天候やこのところは暑さも大変心配されますが、何よりも安全安心に計画した予定どおり日程が進むこと、そして子どもたちにとってすばらしい体験や思い出になることを祈っています。</p> <p>また去る5月6日に福島県内の磐越自動車道で発生した部活動移動中のマイクロバスによる高校生死傷事故を受け、当市でも教育委員会から各中学校に「部活動等の遠征時に関する安全管理の調査」を発出し、遠征における交通手段の現状調査をしているところです。名古屋市の教育委員会からも2つ、①移動サービスを必要とする場合は原則公共交通機関を利用すること、②公共交通機関での移動が困難な場合は校長の許可を得た上で適切な運送事業者を利用すること、という旨の通達が出されています。文科省からも同じような趣旨の通達がなされていますので、間もなく県教委からも同種の内容での通達があるのではないかと思います。調査の結果を受け、犬山市においても生徒の安全確保と法令遵守の観点から、適切かつ確実な対応を徹底して参りたいと思いますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>さらに栃木県の上三川町で発生した16歳の高校生4人が逮捕された強盗殺人事件は、SNS等による匿流の犯罪ではないかというように報道されています。若い世代をこうしたことから守るということは大変大事だとは思いますが、その一方で、子どもたちが正しい判断、適切な判断をして適切に行動することができる力も養っていく必要があるのではないかと強く感じています。</p> <p>前にもお話しさせていただいたように、幅広いテーマで自由な意見交換や議論を重ねながら子どもたちにとってよりよい環境を保つことができるよう取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

	<p>いたします。</p> <p>それでは、ただいまより5月の定例教育委員会を始めますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
教育長：	<p style="text-align: center;">第8号議案</p> <p>第8号議案「犬山市教育委員会公印規則の一部改正等について」、事務局お願いします。</p>
西村課長：	<p>教育委員会の公印について改正するため及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員をして補助執行させるのを解消するため、規則を一部改正します。第1条として、犬山幼稚園が令和11年3月31日をもって廃止されることに伴い、犬山幼稚園に関連する公印について削除します。また市長との協議を経て、第2条として、教育委員会の権限に属する公立幼稚園に係る事務の補助執行に関する規則を廃止します。</p> <p>先月の定例教でも少し説明をさせていただきましたが、本来教育委員会に属する事務を市長部局の方で担っていましたが、その幼稚園自体がなくなりますので、補助執行をする必要がなくなり削除するものです。犬山幼稚園は令和11年3月31日をもって廃止となることから、この規則は令和11年4月1日施行となります。</p>
教育長：	<p>ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第8号議案「犬山市教育委員会公印規則の一部改正等について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員：	異議なし。
教育長：	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第9号議案の審議に入ります。</p>
教育長：	<p style="text-align: center;">第9号議案</p> <p>第9号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の廃止について」、事務局お願いします。</p>
山本課長：	<p>令和10年度末をもって現在地での犬山市立犬山幼稚園の機能を終了し犬山市立丸山子ども未来園へ統合するため、本規則が不要となるので廃止します。規則の施行の日は令和11年4月1日です。</p> <p>犬山市立犬山幼稚園の廃止については、今年1月20日の定例教育委員会において議案を上程させていただき可決をいただいているところです。その後、先の犬山市議会2月議会において犬山市立幼稚園条例を廃止する議案を上程し、こちらでも可決されました。本規則は教育委員会所管の規則となるため、今回廃止について定例教育委員会にお諮りするものです。</p> <p>犬山幼稚園の廃止について、市が考える今後の方向性は大きく2点あります。1点目は、令和11年3月31日をもって現在地での犬山幼稚園の幼稚園機能を終了し、丸山子ども未来園に統合していくというこ</p>

	と。従って、犬山幼稚園における令和8年度の新入園児が卒園する令和10年度末までの在園を保証します。なお、統合することを前提に令和8年度、それから令和9年度も入園の受け入れは行っていきます。2点目は、令和11年度より犬山幼稚園と丸山子ども未来園を現場統合していくにあたり、丸山子ども未来園に幼稚園枠を加えて保育所から認定子ども園に変更するということです。これによって歴史ある犬山幼稚園の伝統を継承します。幼稚園枠の人数は今後の犬山幼稚園の在園児数の状況により決定していくこととなりますが、現時点では3歳児、4歳児、5歳児各6名ずつ計18名の枠を確保していく予定です。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第9号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の廃止について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第10号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第10号議案 第10号議案「犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長:	市内小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議するため、犬山市学校食育推進委員会の委員を委嘱します。委員は11名で、継続の方が4名、新規の方が7名です。委嘱の期間は今年度末までです。
野副委員:	他の委員会は開催数が記されていますが、この委員会だけありません。年にどれくらい開催しているのか教えていただきたいと思います。
西村課長	この委員会では、犬山市の取り組みや今後の食育の方向性について、あとは給食の値段についてもご意見をいただきます。給食費をどう設定していくかといったところも議題になるので、予算編成の時期に併せて秋頃にやっています。案件に応じて1回もしくは2回程度というのがこれまでの実績です。
教 育 長:	よろしいですか。 では、第10号議案「犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第11号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第11号議案 第11号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長:	市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して図るために必要な事項について協議調査するため、犬山市教育支援委

	員会の委員を委嘱します。委員は12名で、継続の方が8名、新規の方が4名です。委嘱の期間は今年度末まで、会議の開催は年3回程度を予定しています。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第11号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第12号議案の審議に入ります。
教育長:	第12号議案 第12号議案「犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長:	犬山市の小中学校において学習障害や注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため、必要な事項について協議調査する犬山市特別支援教育連絡協議会の委員を委嘱します。委員は18名で、継続の方が8名、新規の方が10名です。委嘱の期間は今年度末まで、11月頃に会議を開催する予定です。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第12号議案「犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第13号議案の審議に入ります。
教育長:	第13号議案 第13号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長:	通学路における児童生徒の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するため、必要な事項について協議調査を行う犬山市通学路安全対策連絡協議会の委員を委嘱します。委員は13名で、継続の方が7名、新規の方が6名です。アドバイザーを置くことができるため、中部大学の磯部教授にアドバイザーをお願いします。委嘱の期間は今年度末まで、会議の開催は年2回を予定しています。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第13号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第14号議案の審議に入ります。
教育長:	第14号議案

	第14号議案「犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について」、事務局お願いします。
阪下課長:	犬山市青少年健全育成推進員の役割は、地域の青少年の健全育成を図るため、青少年健全育成事業の一環として、有害図書自動販売機など有害環境の発見や地域での街頭パトロールを実施し、青少年の問題行動や非行などの早期発見・早期指導、声掛け等を行うもので、教育委員会が委嘱をします。主な事業は「2 青少年健全育成事業」に記載したものを予定しています。推進員は合計で60名、任期は令和8年7月10日から令和9年3月31日までです。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第14号議案「犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第15号議案の審議に入ります。
教育長:	第15号議案 第15号議案「犬山城管理委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
渡邊課長:	国宝犬山城天守及びその付近一帯の管理及び運営に関する事項について調査及び建議するために設置する、犬山城管理委員会の委員を委嘱します。今回の改選は、犬山市議会部門委員会常任委員会の委員の変更に伴うものです。民生文教委員会の委員長が前任の久世議員から岡村千里議員に変更となりましたので、新たに岡村委員を選任します。補欠の委員の委嘱期間は前任者の残任期間となりますので、令和9年7月31日までです。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第15号議案「犬山城管理委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第16号議案の審議に入ります。
教育長:	第16号議案 第16号議案「犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
渡邊課長:	犬山祭の車山及び行事の保存、修理等に関する事項について調査及び審議するために設置する、犬山祭伝承保存委員会の委員を委嘱します。今回は5月31日で任期満了となることに伴い、全員を新たに選任します。基本的には皆さん継続でお願いしますが、一般社団法人犬山祭保存会から新しい方をご推薦いただきましたので、No.7及び8の2名は新規で委嘱します。任期は令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

	です。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第16号議案「犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
阪下課長:	令和8年4月11日から5月11日の期間に犬山市教育委員会の後援名義使用を承認した事業は4件ありました。内訳としては継続が3件、新規が1件です。新規事業について説明します。 No.4「第23回全日本一般男子ソフトボール大会愛知県予選大会」です。主催は犬山ソフトボール協会で、5月17日と24日に既に開催されたものです。愛知県内の登録チームによる全国大会出場権をかけた県予選大会で、犬山ソフトボール協会が今回主管となるため、後援名義の申請があったものです。
教育長:	よろしいでしょうか。では次へ行きます。 「6月・7月行事予定表について」、事務局お願いします。
森指導主事:	5月から宿泊学習が始まっていますが、6月にも野外教室や修学旅行等各学校が宿泊学習に出ていきます。モンキーワーク等校外の行事も数多く入っています。5月14日から学校訪問が始まっていますが、6月も1日に栗栖小、8日に池野小、22日に羽黒小の学校訪問がありますので、教育委員の皆さんにはよろしく願いいたします。6月27日に尾北支所大会の水泳と西尾張陸上大会、7月に入ると尾北支所の各スポーツの大会が入ってきます。7月15日が夏休み前の授業終了、16日から夏休みに入ります。 6月26日には定例教育委員会がありますので、よろしく願いいたします。
教育長:	6月22日の羽黒小学校が、前期の学校訪問の最終日になると思います。またよろしく願いいたします。 では次に「令和8年度学校四役等一覧表について」、事務局お願いします。
梅田主幹:	市内小中学校の校長、教頭、教務主任、校務主任の四役、そして事務職員は事務長と主査になりますが、名簿が揃いました。必要に応じてご活用いただきたいと思います。

教育長:	委員の皆さんから直接学校へお声がけされることは少ないかと思いますが、もしどうしても必要でしたら、一度事務局を通していただくと学校の方も安心するかと思います。取扱注意なので、ぜひその点だけはよろしくをお願いします。 では次に「令和8年度犬山市青少年健全育成講演会について」、事務局をお願いします。
阪下課長:	令和8年度犬山市青少年健全育成講演会・イラスト教室のご案内です。今回講師にメディアにも多数出演され、実際に小中学校時代を不登校で過ごされた漫画家の棚園正一氏をお招きして、池野小学校、県立犬山高等学校、教職員向けの3本立てで企画しました。池野小学校では、自身の体験話も織りまぜながらのイラストの書き方を教えるイラスト教室、犬山高校では生徒向けに自身の体験を基にした講演、教職員向けは令和9年1月20日に講演を行うことを予定しています。
教育長:	棚園先生には連続して毎年お世話になっています。昨年度は支援センターの方にも来ていただき、支援センターの子たちを対象にイラストの教室もやっていただきました。道具も全部準備していただいて、子ども達もとても楽しく取り組むことができましたし、ご自身の体験や経験を踏まえて親御さんや教職員の先生方にも大変役に立つお話ができるんじゃないかと思います。
木澤委員:	この3回の中で、傾聴させていただくことはできますか。
阪下課長:	はい。ご都合がよければ、教育委員さんもぜひ。
教育長:	もしご参加ということであれば、事前に文化推進課にご一報いただければ。よろしくお願いたします。 では次に「議会の議決を経るべき事件」について、事務局をお願いします。
	<非公開>
教育長:	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。 「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明した。 特に意見はなかった。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
吉野委員:	バス事故の話で、遠征時の安全管理について今調査中ということでしたが、これは部活動が対象なのか地域クラブも対象としているのか、ちょっとその辺教えていただきたいです。
西村課長:	これまでバスの予約方法はどのように行ってきたのか、部活動の遠征を前提にということですが、4中学校に聞かせていただきました。実際にこれまでのバスの運行等で何らかの事故があったかどうかも尋ねています。バスを借り上げるとき安全に運行できる業者かというところで

	<p>何か基準を設けているか、安全な業者かどのように確認しているかということが、今回の調査のポイントです。教育委員会としても、このように業者選定をなささいというような一律の基準は示していないという現状がありましたので、学校ごとで持っているか確認をしました。結果としては、どうも今のところ基準はなさそうです。</p>
吉野委員:	<p>そうすると今後地域クラブに関してはどうなりますか。ノータッチになるのでしょうか。</p>
西村課長:	<p>難しいです。学校が管理をする学校の事業である部活動から離れた、いわゆる地域の団体が自主的に行う事業という立て付けになったとき、どこまでそういった縛りを教育委員会としてかけることができるのかというところに課題があると思っています。</p> <p>現状、部活動から移行した地域クラブではなくて、既に活動を続けている野球チームやサッカークラブがあるわけですが、おそらく遠征等に出かけていると思います。そういったところに、バスの借上げや移動の部分について、市として何か一定の方向性を示している状況にはありません。これについてはこれからの話かなと認識しています。</p>
吉野委員:	<p>もう1つお伺いしたいのですが、部活動の遠征に関して、バスを利用するというより保護者が送迎するケースが多いように感じています。これは市としてはどうですか。</p>
西村課長:	<p>過去保護者による送迎は行われてきたと確認しています。では、例えば顧問とか学校の先生が自家用車に乗せて移動するということについては、基本としてやらない、やっていないということまで確認しています。国からは、遠征はきちんとした業者から借り上げるか公共交通機関を使って行きましょうというような通知が出ました。しかし、公共交通機関がないエリアは実際日本の中にもあって、現実的だろうかという議論があるのは聞いています。愛知県はかなり公共交通機関が発達しているエリアなのでいいと思う一方、自分も子どもの陸上大会で、陸上競技場が公共交通機関のどこの駅からも遠いので送迎したことを思い出します。一概になくすことは難しく、どのように線引きをしていくのかというところが今後の議論になると思います。</p>
教育長:	<p>遠征の移動というのは、以前から学校現場でも本当に問題になっています。顧問が乗せて行くのは慎もう、なしにしよう。保護者が自分のお子さんを送迎される場合はそんなに問題じゃないと思いますが、場合によっては他所のお子さんを乗せることがあって、そういうときにもし事故を出したらとすごく不安な部分があります。これから行われる夏の中小学校体育連盟の大会等、特に西尾張とか県の大会は、きちんと予算を取って学校がバスをチャーターして行くことが多いと思います。自転車で移動することも市内の中学生は多いとは思いますが。それだけじゃなくて電車で動くときもあります。市内とか近いところならいいのです</p>

	<p>が、例えば岩倉市も同じ管内なので、岩倉市内への移動は電車でということも多いでしょう。駅から遠いところもあるので、とにかく安全面には最大限配慮して、送迎していただく保護者の方にもきちっと声をかけるというようなことは、それぞれの学校で対応してもらっていると思います。</p> <p>こんな大きな事故があってはもちろんいけないのですが、教訓として行動を見直すきっかけになったと思います。さっき申し上げたように県等からも通達が必ずあると思いますし、調査の結果も今のところはどうことだと思えます。</p> <p>今後も必要があれば学校の方にもきちんと働きかけて参りたいと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。</p>
	そ の 他
教 育 長:	何かありますか。
事 務 局:	ありません。
	閉 会
教 育 長:	これもちまして、5月定例教育委員会を終了（10：42）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 6月26日（金）10時 401会議室